　第１１６号議案

　　指定管理者の指定について

　上記の議案を提出する。

　　令和４年１２月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　指定管理者の指定について

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

１　管理を行わせる施設

　⑴　名　称　品川区立区民住宅ファミーユ西五反田西館

　　　所在地　東京都品川区西五反田三丁目６番７号

　⑵　名　称　品川区立区民住宅ファミーユ西五反田東館

　　　所在地　東京都品川区西五反田三丁目６番３８号

２　指定管理者

　　　名　称　株式会社東急コミュニティー

　　　代表者　代表取締役　木村　昌平

　　　所在地　東京都世田谷区用賀四丁目１０番１号

３　指定期間

　　　令和５年４月１日から令和１０年３月３１日まで

　（説明）ファミーユ西五反田西館およびファミーユ西五反田東館の指定管理者を指定する必要がある。